

山梨県公報

第百六十八号

令和三年

二月二十二日

月 曜 日

目次

告示

○家畜伝染病の発生……………六一

○道路の区域変更……………六一

○建築基準法に基づく道路位置指定……………六一

公告

○大規模小売店舗の施設の配置に関する事項の変更の届出……………六一

○公共測量の終了……………六一

告示

山梨県告示第四十一号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

令和三年二月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	一	北杜市	令和三年二月九日

山梨県告示第四十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和三年三月十五日まで一般の縦覧に供する。

令和三年二月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 甲府昇仙峡線
- 道路の区域

区間	旧敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
甲府市山宮町字御岳七二一番一地从先から 甲府市山宮町字鳴塚二四番一地从先まで	旧 六・〇 新 十六・〇	三八四・八
	旧 十八・七 新 二五・八	三八四・八

山梨県告示第四十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年二月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 指定の年月日 令和三年二月十五日
- 指定道路の位置 笛吹市石和町東油川字北畑五十番十
- 指定道路の幅員 最大九・〇メートル 最小六・〇メートル
- 指定道路の延長 四十・八七メートル

公告

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和三年二月二十二日

一 届出者

山梨県知事 長 崎 幸太郎

氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

住所

株式会社にしきマネジメントサービス

山梨県甲府市桜井町六百四十三番地一

代表取締役 清水照夫

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 湯村ショッピングセンター

(二) 所在地 山梨県甲府市千塚二丁目百五十五番一外

2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出の図面のとおり 収容台数 四十一台	位置 届出の図面のとおり 収容台数 四十一台

3 変更する年月日 令和三年十月九日

三 届出年月日 令和三年二月八日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和三年六月二十二日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年二月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザー測量）
- 二 測量の地域 富士山周辺（大沢川・宮川）
- 三 測量の期間 令和二年六月二十二日から令和三年一月二十日まで